

地域包括支援センター人員基準について（参照条文）

○介護保険法施行規則（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号）（抄）

（法第 115 条の 46 第 6 項の厚生労働省令で定める基準）

第 140 条の 66 法第 115 条の 46 第 6 項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

1 法第 115 条の 46 第 5 項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1 人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人
- (3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であつて、第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この(3)において「修了日」という）から起算して五年を経過したものにあつては、修了日から起算して五年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1 人

ロ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における 第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね 1,000 人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人 未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上 3,000 人 未満	専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか 1 人

○仙台市介護保険条例（平成 12 年 3 月 17 日仙台市条例第 4 号）（抄）

（地域包括支援センターの基準）

第 2 条の 19 地域包括支援センターの基準は、次項に規定するもののほか、省令第 140 条の 66 に規定する基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

- 2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね 6,000 人以上となる場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、省令第 140 条の 66 第 1 号イに規定する職員のほか、第一号被保険者の数がおおむね 6,000 人を超えた部分についておおむね 2,000 人までごとに同号イ(1)から(3)までに掲げる者又は介護支援専門員のうちから一人とする。